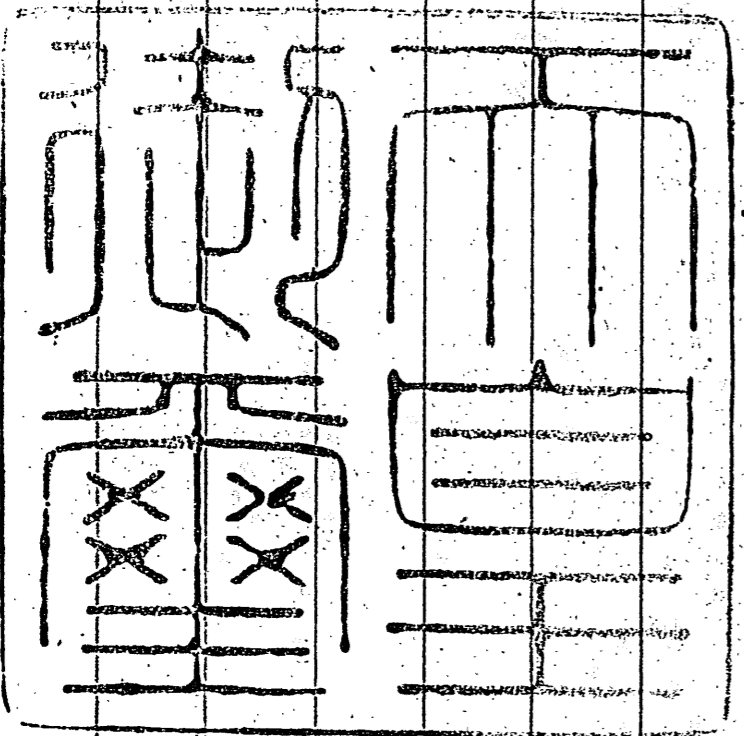


5
大 統

勅 第五百七十六號

朕は、昭和二十年勅令第五百四十二号、ホツム宣言の受諾に伴い、發する命令に関する件に基き、昭和二十年勅令第二百七十七号、関税法の罰則等の特例に関する勅令の一部を改正する勅令を裁可し、ミニムルを希せむ。

裕仁



四

昭和二十一年十一月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

大藏大臣 石橋 湛山

勅令第五百七十六号

昭和二十一年勅令第二百七十七号の一部を次のように改正する。

第十一條中「第九十八條乃至第一百一條、」を「第九十九條乃至

第一百一條」に改め、「並びに關稅法戰時特例第一條、第二條、第

四條及び第五條」を削る。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。